

2023年度(令和5年度)

事業計画書

社会福祉法人 洞庵の園

事業の種類

| 軽費老人ホーム洞庵荘 | | | | |
|------------|------------|---------|-----------|--|
| 施設種類 | 軽費（A）型 | | | |
| 施設所在地 | 鳥栖市山浦町2973 | | | |
| 認可定員 | 50人 | | | |
| 施設認可年月日 | 1985/2/5 | 事業開始年月日 | 1985/11/1 | |
| 施設長 | 松本一敏 | | | |

| グループホーム どうあん | | | | | | |
|--------------|---------------------|---------|-----------|---------|------------|--|
| 施設種類 | (予防) 認知症対応型共同生活介護事業 | | | 事業所番号 | 4170300455 | |
| 施設所在地 | 鳥栖市山浦町2975番地5 | | | | | |
| 認可定員 | 18人(9人×2ユニット) | | | | | |
| 施設認可年月日 | 2005/11/1 | 事業開始年月日 | 2005/11/1 | 指定更新年月日 | 2017/11/1 | |
| 施設長 | 松本一敏 | 管理者 | 太田由美子 | | | |

| いちょうの樹 どうあん | | | | | | |
|-------------|------------------|---------|----------|---------|------------|--|
| 施設種類 | (予防) 小規模多機能型居宅介護 | | | 事業所番号 | 4190300055 | |
| 施設所在地 | 鳥栖市山浦町2977番地3 | | | | | |
| 認可定員 | 登録25名・通所15名・宿泊9名 | | | | | |
| 施設認可年月日 | 2007/8/1 | 事業開始年月日 | 2007/8/1 | 指定更新年月日 | 2019/8/1 | |
| 施設長 | 松本一敏 | 管理者 | 武廣真理子 | | | |

| シニアライフSORA | | | | | | |
|------------|--------------------|---------|-----------|-------|------------|--|
| 施設種類 | (予防) 特定施設入居者生活介護施設 | | | 事業所番号 | 4170300901 | |
| 事業開始年月日 | 2012/7/1 | 指定更新年月日 | 2018/7/1 | | | |
| 施設種類 | サービス付き高齢者向け住宅 | | | 事業所番号 | 第4号 | |
| 事業開始年月日 | 2012/6/28 | 指定更新年月日 | 2022/6/28 | | | |
| 施設所在地 | 鳥栖市山浦町2963番地 | | | | | |
| 認定定員 | 30名 | | | | | |
| 施設長 | 松本一敏 | 管理者 | 西田彰夫 | | | |

洞庵の園全体計画

2023年度

| 内容 | | 実施日 | 備考 |
|-------|---------------|-----------|--------|
| 会議 | 本部会議 | 毎月第一火曜日午後 | |
| 委員会 | 感染症対策委員会 | 毎月 | 本部会議併用 |
| | 事故発生防止委員会 | 毎月 | |
| | 身体拘束廃止委員会 | 毎月 | |
| | 高齢者虐待防止委員会 | 毎月 | |
| | 給食委員会 | 年2回 | |
| 研修 | 感染症防止研修会 | 年2回 | |
| | 事故防止研修会 | 年2回 | |
| | 虐待身体拘束研修会 | 年1回 | |
| | 外部研修 | 都度 | |
| 保健衛生 | 集団検診 | 5月・10月 | |
| 調査 | 入居者様アンケート | 2月 | |
| 広報 | 施設だより | 4月7月10月1月 | |
| 管理・営繕 | 環境整備 | 毎月 | |
| | E V点検 | | 洞・G・S |
| | 電気設備点検 | 隔月 | 洞・S |
| | 全館消毒 | 5月 | |
| | 厨房消毒 | 12月 | |
| | 高架水槽清掃 | 年1回 | 洞・S |
| | 館内ワックス清掃 | 年1回 | |
| | 館内大掃除 | 12月 | |
| 防災 | 消防設備点検（自己・業者） | 年2回 | |
| | 防災総合訓練 | 年2回 | |

<防災>

- ・ 防災教育の徹底を図り年2回の火災予防避難訓練（内1回夜間想定）の実施。
- ・ 防災体制を確立し非常通報訓練や随時作動試験を実施し非常時に備える。
- ・ 防火設備の業者及び自主点検を年2回実施する。

<ケアプラン>

- ・ 利用者様の介護度、年齢、性別、性格、生活歴及び心身の健康状態等を考慮する。
- ・ 本人の希望、家族の要望、意見を取り入れケアプランを作成しサービス提供にあたる。
- ・ 定期的に生活目標を設定し、入居者様の生活意欲向上、心身状態回復を図るようにする。

<事故防止>

- ・ 同じ事故を起こさない様に原因の分析、対処方法を研究し再発防止に努める
- ・ 事故発生時には適切な処置と報告を行う。
- ・ 介護事故発生時は、応急処置、医療機関への搬送等の措置等迅速な対応を行う。
- ・ 介護事故発生は家族に状況状態の連絡、事故報告書の作成を行う。
- ・ 通勤時、施設行事等にて運転する際には、交通事故を起こさないよう安全運転を心がける。
- ・ 外出行事にて運転に自信がない時には、自分が運転可能な車種にて実施する。
- ・ 普段から、事故を起こさないように一人ひとりが心掛ける。

<防犯対策>

- ・不審者侵入防止のため、面会者の確認及び夜間施錠時間、施錠確認の徹底を実施する。

<高齢者虐待、身体拘束ゼロ>

- ・職員一人一人が心にゆとりを持ち、入居者様への人格、尊厳を尊重し接する。
- ・自己点検チェックリストにて定期的なチェック及び面談にて虐待防止に取り組む。
- ・身体拘束が必要な場合であっても必ず委員会を開催し協議する。

<感染症対策>

- ・新型コロナ等感染症予防の徹底に努める

<職員組織の充実>

- ・育児、介護、有休休暇取得を促進する。
- ・キャリアアップ・スキルアップの資格取得を支援する。

<職員室の向上>

- ・外部研修会への参加し受講者は研修終了後に復命し、職員レベルの均一化を図る。
- ・県内外の優良施設の見学、一泊研修等を実施し資質の向上を図る。
- ・自己評価表と目標表、虐待チェックの定期的提出
- ・職位、職種別研修会の実施及び外部研修への参加
- ・定期的な会議を実施し意識と介護サービスの統一を図る
- ・施設内研修の実施
- ・個人目標の設定と自己評価表及び虐待チェックの実施
- ・内部研修を、朝礼時又は各種会議後に実施する。
- ・現状に満足する事なく、技術面、理論面において常に一つ上の介護サービスを目指す。
- ・個々のキャリアアップ・スキルアップの為に一つ上の資格取得に努める。
- ・不適切な言葉、行動に対しお互いに注意し、各自指摘された内容改善に取り組む。
- ・お互いのコミュニケーションを図り相手の気持ちを理解できるような職員関係を目指す。
- ・新規採用職員の定着のため働きやすい職場環境作り、丁寧な指導・助言を行う。

<地域交流>

- ・ちょっと来てみんな祭開催
- ・地域伝統行事ほんげんぎょう継承及び実施

<行 事>

- ・各月毎に、その時々日本の伝統行事や季節的行事を取り入れる。
- ・行事を通じて入居者様相互の親睦と連帯感を育てると共に職員との係わり合いを深める。

<福利厚生>

- ・年2回の健康診断、検便等を実施し、健康管理に努める。
- ・職員互助会の活動を充実し、職員の親睦を密にして職種間の立場を理解し相互扶助を図る。

軽費老人ホーム洞庵荘

1. 運営方針

< 基本理念 >

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」及び「老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする」という老人福祉法第2条及び第3条を洞庵荘の基本理念とする。

< 基本方針 >

入居者様の人格を尊重し「明るく楽しく和やかに」な雰囲気の中で、入居者様の自立、自助意識を高め日常生活に支障のないよう、施設長以下職員が一体となって基本方針の実践に努める。

- ★生活の場としての環境整備と入居者様の安心、安全を確保する処遇に努める
- ★保健衛生に注意し、バランスのとれた給食で健康の増進を図る
- ★日常生活動作の向上の為、健康維持増進を図る
- ★医療機関との連携を密にし、健康の維持増進を図る
- ★地域との交流を図り生き甲斐をあたえる
- ★入居者様への虐待、身体拘束ゼロに取り組む。

2. 処遇方針

< 処遇の基本方針 >

入居者様が規律のある集団生活の中で家庭的な雰囲気と安らかな生活が確保できる事を目標とし、入居者様の生活歴、心身の状態を充分把握し、常に相手の立場に立って自らの事として、共感的態度で接するばかりでなく、専門職としての視点から入居者様処遇にあたり常に創意工夫を忘れずに、実践から得た経験と論理的に裏打ちされた処遇の実践を目指す。

3. 事業計画

< 生活相談等 >

- ★毎朝礼時に処遇の検討。職員会議時に処遇の調査研究実施
- ★茶話会の実施、部屋廻りの実施
- ★入居者様の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の健康状態等を考慮して個別的な処遇方針を定める
- ★入居者様との会話を通して生活等の不安に対して助言、支援等を行う

< 環境整備 >

- ★隔週土曜日を環境整備の日とし、施設内外の環境整備を入居者様と共に実施

< 保健衛生・健康 >

- ★日常的な健康管理及び維持活動の取り組み
- ★入居者様の健康及び、快適な生活環境を保持するために、年2回の集団健康診断の実施。
- ★嘱託医検診と健康相談(月3回)、講話、並びに看護婦による血圧・体重測定の定期的実施。
- ★機能訓練室を利用し健康体操、ラジオ体操等を実施。
- ★身体レベルに適した各種ゲーム等を実施し健康を増進し機能の維持に努める。

< 給食 >

- ★食品の種類及び調理方法について、高齢者に適合した栄養素が確保される様考慮して行う。
- ★常に入居者様の健康状態、嗜好調査の結果を調査研究し、これらを充分に考慮して行う。
- ★季節感にあった献立、各地の郷土料理、行事食を取り入れ楽しい食事ができる様にする。

< 教育・クラブ活動 >

- ★既存クラブの充実と新クラブへの取り組み
- ★楽しみながら文化的教養を高め自立意識を促進させる。

グループホーム どうあん

1. 運営方針

<基本理念>

「であい」「かたらい」「ふれあい」を大切に、おひとりお一人が満足できる生活をお手伝い致します。

<基本方針>

- ・入居者様個々の尊厳を守り「明るく楽しく和やかに」家庭的な雰囲気の中で、自立、自助意識をたかめ安心安全な生活ができるよう、職員が一体となって基本方針の実践に努める。
- ・本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・入居者様の人格を尊重し、常に入居者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する事により、入居者様が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・入居者様及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ・運営推進会議を開催し提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ・地域・家族との交流会を行う。
- ・入居者様への虐待、身体拘束ゼロに取り組む。

2. 介護方針

<介護の基本方針>

入居者様が規律のある集団生活の中で家庭的な雰囲気と安らかな生活が確保できる事を目標とし、本人の生活歴、心身の状態を充分把握し、常に相手の立場に立って自らの事として、共感的態度で接するばかりでなく、専門職としての視点から入居者様処遇にあたり常に創意工夫を忘れずに、実践から得た経験と論理的に裏打ちされた介護の実践を目指す。

3. 事業計画

<介護サービスの質の向上>

- ・入居者様やそのご家族様との対話よりニーズを掘り起こし、サービス提供に努める
- ・健康管理を徹底させる
- ・月1回のカンファレンスを実施しケアプランの検討、研究を行う

<生活環境の整備>

- ・施設内外の清掃、整理整頓に努める
- ・季節ごとの花を咲かせる

<家族交流>

- ・家族交流会の実施

<保健衛生・健康>

- ・入居者様の健康及び、快適な生活環境を保持するためにバイタルチェックを日に2回実施
- ・嘱託医、担当医と密接に連絡を取り入居者様の健康維持に努める
- ・身体機能維持・回復のために健康体操、ラジオ体操、リハビリ体操、散歩等の実施
- ・身体レベルに適した各種ゲーム等を実施し健康を増進し機能の維持に努める。

<食事>

- ・食品の種類及び調理方法について、高齢者に適合した栄養素が確保される様考慮して行う。
- ・入居者様の状態に応じ個別に食事形態を検討し提供する。
- ・季節感にあった献立作成。行事食を取り入れ楽しい食事ができる様にする。
- ・下ごしらえ、小鉢の盛り付け、配膳等入居者様がすることは職員と一緒にを行う様にする。

<余暇活動>

- ・季節毎の花見、ドライブ、散歩等の実施
- ・おやつ作り、カラオケ、ゲーム、ビデオ鑑賞などの実施
- ・心身共に楽しく過ごせる様な環境作りを行う。

いちょうの樹どうあん

1. 運営方針

<基本理念>

出会い、かたらいを大切に心と心のふれあいに幸せを。

<基本方針>

- ・本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護事業所は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する事により、利用者様が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・利用者様及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ・運営推進会議を開催し提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ・入居者様への虐待、身体拘束ゼロに取り組む。

2. 介護方針

<基本方針>

利用者様居宅又は当事業所に通所、又は宿泊して頂き、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上のお世話、機能訓練を行うことにより、本人が有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営む事ができるように支援する。

<事業計画>

<介護サービス>

- ・利用者様やその家族との対話よりニーズを掘り起こし、サービス提供に努める。
- ・利用者様の介護度、年齢、性格、生活歴を考慮しケアプランを作成する。
- ・ケアプランに基づきサービスの提供を行い定期的に検討し個々に応じたサービスに努める。
- ・利用者様の生活意欲向上、心身状態回復を図り居宅の生活が継続できるように自立支援を目指す。
- ・訪問介護（安否確認）にて利用者様の状態把握、話し相手となり居宅生活の充実を支援する。

<環境の整備>

- ・施設内外の清掃、整理整頓に努める。
- ・季節の花を咲かせるため利用者様と共に花壇の手入れ等を行う。

<保健衛生・健康>

- ・利用者様の健康及び、快適な生活環境を保持するためにバイタルチェックを毎日実施する。
- ・主治医、協力医療機関と密接に連絡を取り利用者様の健康維持に努める。
- ・身体機能維持・回復のために健康体操、ラジオ体操、散歩等の実施。
- ・身体レベルに適した各種ゲーム等を実施し健康を増進し機能の維持に努める。

<余暇活動>

- ・残存機能維持・回復の為に脳トレ、ぬりえ、軽作業、おやつ作り、季節感のある作品作り等を行う。
- ・四季折々の花見ドライブ等利用者様の負担を考えながら計画する。

<新規登録者の確保>

- ・毎月定期的に地域包括支援センターや病院の医療連携室等と連絡を取り合う。
- ・情報の共有を図るとともに登録者紹介の協力を依頼し新規利用者確保に努める。

シニアライフSORA

1. 運営方針

<基本理念>

お一人おひとりが満足できる生活をお手伝いいたします

<基本方針>

- ・入居者様おひとりお一人の意思及び人格を尊重し、皆様が「明るく楽しく和やかに」家庭的な雰囲気の中で入居者様の自立、自助意識を高め人間らしい生活が出来るよう施設長以下職員が一体となって基本方針の実践に努める。
- ・本事業において提供する(介護予防)特定施設入所者生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・本事業において提供するサービス付き高齢者向け住宅は高齢者の居住の安定確保に関する法律並びに関係する法令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・入居者様の人格を尊重し、常に入居者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する事により、入居者様が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・入居者様及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・適切な介護技術を持ってサービスを提供し常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ・医療機関との連携を密にし、健康の維持を図る。
- ・地域、家族との交流を図る。
- ・入居者様への虐待、身体拘束ゼロに取り組む。

2. 介護方針

<介護の基本方針>

入居者様が規律のある集団生活の中で家庭的な雰囲気と安らかな生活が確保できる事を目標とし、本人の生活歴、心身の状態を充分把握し、常に相手の立場に立って自らの事として、共感的態度で接するばかりでなく、専門職としての視点から入居者様処遇にあたり常に創意工夫を忘れずに、実践から得た経験と論理的に裏打ちされた介護の実践を目指す。

3. 事業計画

<介護サービスの質の向上>

- ・入居者様やそのご家族様との対話よりニーズを掘り起こし、サービス提供に努める
- ・健康管理を徹底させる
- ・月1回のカンファレンスを実施しケアプランの検討、研究を行う

<生活環境の整備>

- ・環境整備の日を定期的に設け施設内外の清掃、整理整頓に努める。
- ・入居者様居室へ定期的に訪問し整理整頓を心掛ける。
- ・季節に応じ花苗を植替え、手入れに努める花のある環境を創り出す。

<余暇活動>

- ・おやつ作り、カラオケ、レクリエーションを実施し心身共に楽しく過ごせる様な環境作りをする。
- ・個々に応じた趣味、生きがいを見つけだし活動を支援する。

<保健衛生・健康>

- ・健康状態把握の為に朝のバイタルチェック、毎月1日の体重測定を実施する。
- ・主治医、協力医院及び家族と密に連絡を取り健康維持、異常の早期発見・治療を行う。
- ・身体機能維持、増進、回復のために個々のレベルに応じ各種体操、機能訓練、散歩等を実施する。
- ・感染症予防のため、手洗い、手指消毒、うがいの励行をおこなう。
- ・感染症予防の為に次亜塩素酸による廊下手摺り、ドア取っ手、トイレ手摺りの消毒実施する。

<食事>

- ・食品の種類及び調理法について、高齢者に適合した栄養素が確保される様考慮して行う。
- ・入居者様の状態に応じ個別に食事形態を検討し提供する。
- ・嗜好調査の実施結果を調査研究し、献立に取り入れる。
- ・季節感にあった献立、行事食を取り入れ楽しい食事を提供する。